

債券内容説明書

2021 年 12 月 10 日現在

国際協力機構債券

発行者情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 発行者情報の部（以下「本発行者情報説明書」といいます。）において記載する国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 当機構は、本債券発行に際し、各債券の詳細情報を記載した「債券内容説明書 証券情報の部」（その後、訂正される内容を含み、以下「証券情報説明書」といいます。）を作成する予定です。各債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本発行者情報説明書及び証券情報説明書に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しており、本発行者情報説明書に掲載されております。
6. 本発行者情報説明書及び各証券情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。

なお、本発行者情報説明書中に「本説明書」とあるのは、「本発行者情報説明書」のことを指します。

本発行者情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
財務部 財務部財務第一課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

発行者情報.....	1
第1 発行者の概況.....	2
1. 主要な経営指標等の推移.....	2
2. 沿革.....	3
3. 事業の内容.....	4
3-1. 当機構の概要.....	4
3-2. 当機構の業務内容.....	9
3-3. 当機構の財務.....	19
4. 関係会社等の状況.....	24
4-1. 関連会社、関連公益法人等について.....	24
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について.....	24
5. 職員の状況.....	27
第2 事業の状況.....	28
1. 2020年度の事業概要.....	28
2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等.....	31
3. 事業等のリスク.....	35
4. 財政状態及び経営成績の分析.....	39
4-1. 2020年度財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	39
4-2. 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について.....	43
5. 経営上の重要な契約等.....	44
第3 設備の状況.....	45
1. 設備投資等の概要.....	45
2. 主要な設備の状況（2020年度末）.....	45
3. 設備の新設、除却等の計画.....	45
第4 発行者の状況.....	46
1. 資本金残高の推移.....	46
2. 役員の状況（2021年9月1日現在）.....	47
3. コーポレート・ガバナンスの状況.....	49
第5 経理の状況.....	51
1. 当機構の財務諸表.....	51
1-1. 令和3事業年度上半期財務諸表.....	52
〔会計監査報告、監査報告、財務諸表〕.....	52
1-2. 令和2事業年度財務諸表.....	52
〔会計監査報告、監査報告、財務諸表〕.....	52
〔事業報告書〕.....	212
〔決算報告書〕.....	399
1-3. 令和元事業年度財務諸表.....	408
〔会計監査報告、監査報告、財務諸表〕.....	408
〔事業報告書〕.....	568
〔決算報告書〕.....	764
第6 発行者の参考情報.....	773
1. 発行者の参考情報.....	773
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標.....	774
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画.....	800

注 1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構の財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-3. 当機構の財務」をご参照ください。

注 2：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注 3：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構が融資・出資等について決定することを指しています。

注 4：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。

注 5：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注 6：本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に 2008 年 10 月以降の当機構を「新 JICA」と表記する場合もあります。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋 州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブーダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パハマ、パミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中 東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト
欧 州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア

発 行 者 情 報

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の 2016 年度から 2020 年度までの経営成績（法人単位）は、以下のとおりです。

独立政法人国際協力機構

（単位：百万円）

事業年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
経常収益	432,401	401,044	406,172	415,837	297,711
経常費用	346,050	332,233	337,489	321,510	264,070
経常利益 ※1	86,351	68,811	68,683	94,327	33,642
臨時利益	24,196	97	70	16,046	13,394
臨時損失	66	787	41	16,066	33,314
当期総利益	110,982	83,492	80,939	98,765	34,623
資本金 ※2	8,054,680	8,099,860	8,145,870	8,213,180	8,264,620
純資産額 ※3	9,568,651	9,679,785	9,798,310	9,968,298	10,083,774
総資産額	12,119,103	12,550,274	12,917,140	13,144,061	13,981,571
業務活動によるキャッシュ・フロー	17,306	46,589	41,684	△180,262	65,926
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,472	61,984	△16,002	2,060	△12,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	129,376	44,352	45,703	67,041	50,974
資金期末残高	289,330	440,864	513,244	402,043	506,255

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

2. 沿 革

年 月	国際協力事業団（JICA）	旧国際協力銀行（JBIC） 海外経済協力業務
1954 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
1961 年 3 月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
1962 年 6 月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
1963 年 7 月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
1966 年 6 月		OECF 初の円借款契約を締結（対韓国）
1974 年 8 月	国際協力事業団（JICA）設立（OTCA、JEMIS、（財）海外貿易開発協会の鉱工業投融资事業、（財）海外農業開発財団の人材養成事業を統合）	
1999 年 10 月		日本輸出入銀行と OECF の統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
2007 年 5 月		円借款供与国数が 100 か国到達

年 月	国際協力機構（JICA）
2003 年 10 月	独立行政法人国際協力機構（JICA）設立
2008 年 10 月	独立行政法人国際協力機構は、10 月 1 日付でそれまでの技術協力に加え、旧 JBIC の海外経済協力業務（現在の有償資金協力業務）と、外務省の無償資金協力業務の一部を承継。（旧 JBIC の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継され、2012 年 4 月 1 日に同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となりました。）

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、2003 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、2006 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき 2006 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、2008 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

当機構の目的は、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

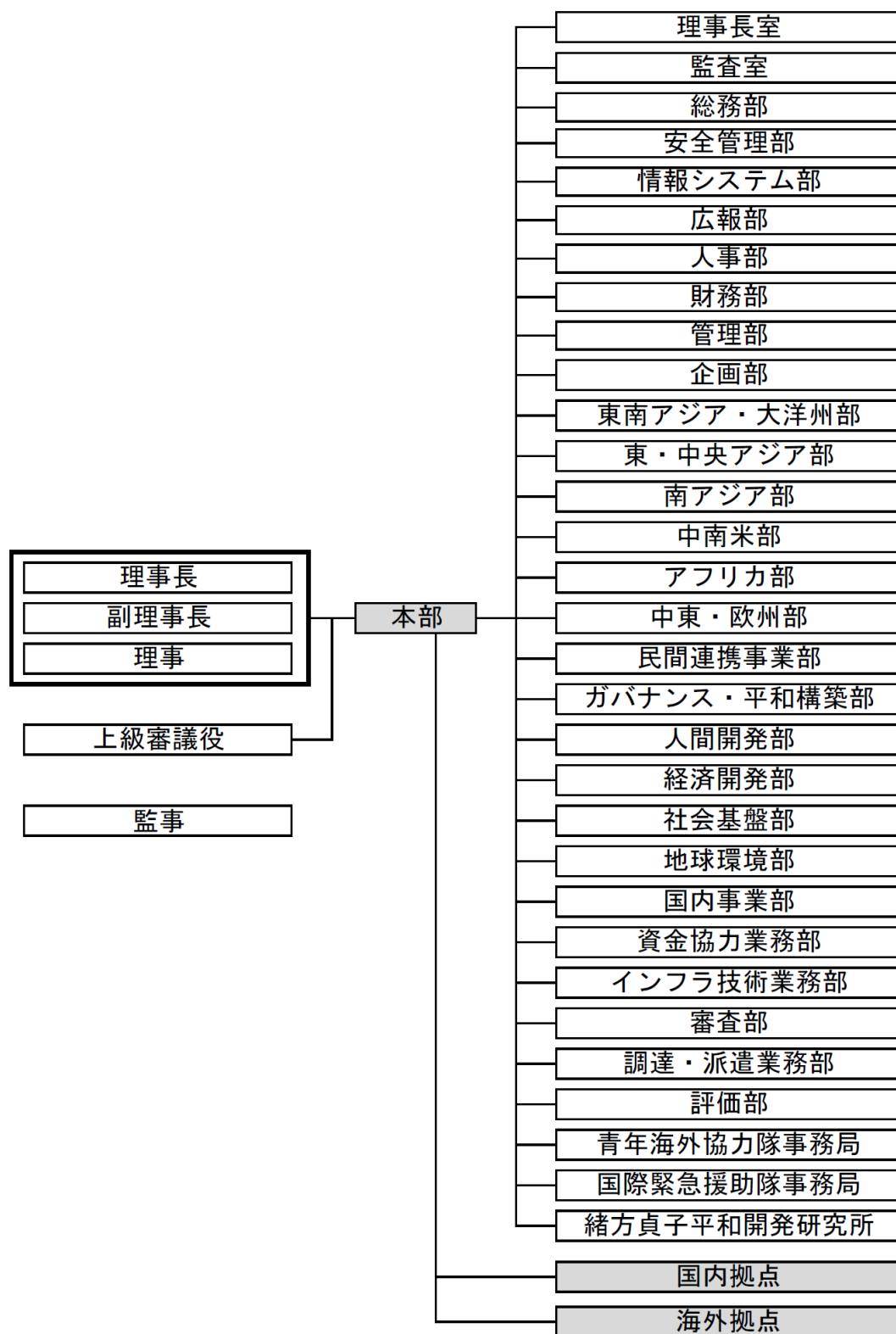
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、2008 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、2008 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、2009 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

2021 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 8,264,620 百万円です。

(3) 組織図 (2021 年 12 月 1 日現在)



(4) 日本政府・国家機関等との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

(ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除きます。）については、外務大臣

(イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣

(ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、理事長及び監事の任命（通則法第 14 条）及び解任（通則法第 23 条）、業務方法書の認可（通則法第 28 条）等を行います。また、業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせること、又は業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 4 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 5 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められています（通則法第 29 条）。当機構は主務大臣より指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。なお、第 4 期中期目標及び第 4 期中期計画（中期目標期間：2017 年 4 月～2022 年 3 月）は以下から参照できます。

「独立行政法人国際協力機構中期目標」（第 4 期）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

「独立行政法人国際協力機構中期計画」（第 4 期）

https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/chuki_keikaku04.pdf

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から内閣へ送付され内閣より国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請に係る事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が 2003 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、2003 年度より主務大臣から金融庁に検査権限の一部が委任されて、旧 JBIC は金融庁の検査対象となりました。当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）

(イ)有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA（政府開発援助）一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入を行なうことができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約を行なうことができます（JICA 法第 34 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています（JICA 法第 33 条）。また、当機構は毎事業年度の債券発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期ごとに財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(v) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができます。

(vi) 日本政府の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」における国際協力機構債券の位置づけ

日本政府の SDGs 達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016 年 12 月 22 日決定）において、国際協力機構債券（社会貢献債）の発行が資金動員（国内の民間資金を開発途上国のために動員する）の具体的施策のひとつに位置づけられ

ました。これは、SDGs 達成に向けた開発途上国の取組について、公的資金のみならず、民間資金も動員して支援する、という考えに基づくものです。

「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策」における当機構の債券発行の位置づけは以下のとおりです。

具体的施策および概要	社会貢献債の発行（JICA） JICA 債の発行を通じて国内の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員する
該当する SDGs の目標およびターゲット	「持続可能な開発目標（SDGs）」目標 17（実施手段）： 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 「持続可能な開発目標（SDGs）」ターゲット 17.3： 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する

「SDGs 実施指針改定版」（2019 年 12 月 20 日、一部改訂）においても、「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs 達成のために民間資金を動員するツールとして明記されています。

上記の内容は首相官邸及び外務省のホームページで公表されています。

「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策（付表）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou2.pdf>

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省仮訳）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>

「SDGs 実施指針改定版」（2019 年 12 月）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryou1.pdf>

(5) 開発途上国政府、国際援助機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研修・招聘を通じた人的ネットワークの構築を行っており、また、海外の援助機関とも協働して援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくり、人材育成と経済・社会発展に協力しています。他援助機関との関係については、国連機関（国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）など）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）、及び二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、ドイツ復興金融公庫（KfW）、フランス開発庁（AFD）、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金（EDCF）など）や新興ドナー（中国輸出入銀行、タイ周辺国経済開発協力機構（NEDA））などとの間で、トップマネジメント・レベル及び実務・現場レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換や人材交流等を行っています。こうした開発途上国政府や援助機関の協力関係の構築は、ノウハウや知見の共有だけでなく、開発効果の最大化や成果の持続性の点から高い意義があります。例えば、他援助機関との協調融資による事業の実現・拡大や、相手国政府・援助機関間での調達・財務管理手続きの調和化などの取組は、開発効果をより増大させるとともに、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、効率的な事業の実施と開発途上国政府のオーナーシップの向上に繋がっています。

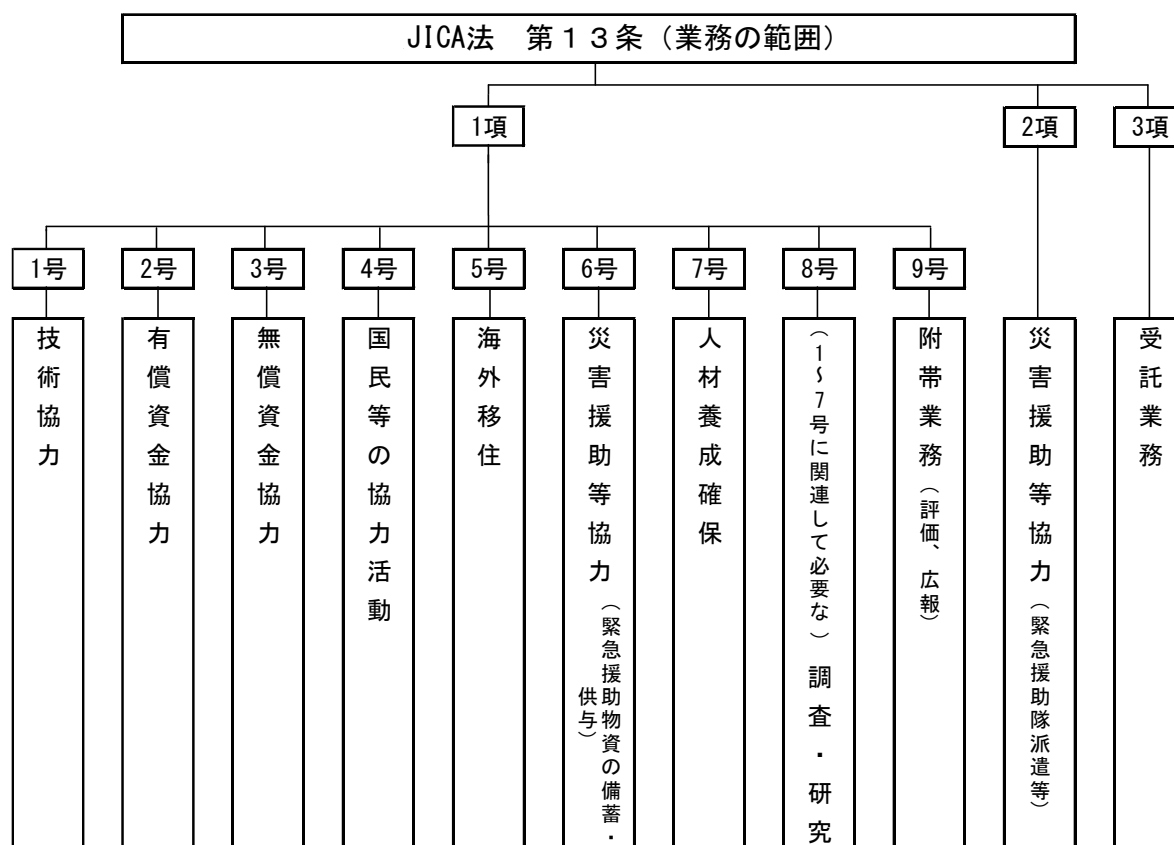
当機構は地方自治体、大学、NGO、民間企業との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。特に、開発途上国の社会経済開発における民間部門のプレゼンスの増大と、SDGs の経営戦略への取り込み等の民間企業の活動の変化に伴

い、民間部門との連携を強化しております。2008 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室（現民間連携事業部）を設置して以降、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、開発途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指して関連する事業を行ってきました。そして、周辺環境整備（企業活動に関連する周辺のニーズへの対応（インフラ整備のみならず、政策・制度整備や人材育成を含む））、海外投融资、中小企業等の海外展開支援、その他 CSR 活動や開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献するビジネスとの連携など、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。また、2019 年には、JICA は、「民間企業との連携強化方針」を策定し、企業との共創を通じた開発効果の拡大及び地方創生を含む我が国経済への貢献に向けて体制整備等の取り組み方針を定めています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、2008 年 10 月 1 日付で旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA 法第 13 条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥のとおりです。



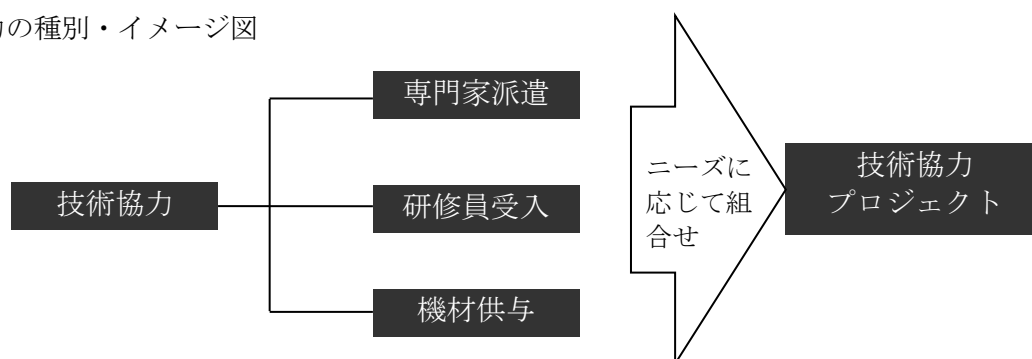
① 技術協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 1 号）

技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上、組織強化、政策・制度の改善及び公的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としています。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な技術や知識に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家などが効率的な協力を実施するに当たって、必要な機材を相手国に供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：一定の成果を一定の期間内で達成することを目的に、予め合意した協力計画に基づき、目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最適な形で組み合わせて実施。
- ・ 開発計画調査型技術協力：公共事業計画策定や政策立案に係る支援を主目的とするものであって、その過程において、相手国の行政官等に対し、調査・分析手法や計画策定手法の技術移転も実施。

協力分野は、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、環境保全、気候変動対策、DX、法整備、公共財政管理、金融市場開発、平和構築・復興等多様化しており、その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に相手国の組織・社会に広く伝播することにより、相手国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人を介した協力”であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、「円借款」と呼ばれる開発途上国の政府若しくは政府機関・地方公共団体、又は国際機関向けの融資業務と「海外投融資」と呼ばれる民間部門等への出資・融資業務が存在します。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会発展を支える基幹インフラの整備が不十分です。また、HIV/エイズやマラリア、先般の新型コロナウイルスなどの感染症、気候変動、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題も顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、開発途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難です。円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取り組みを支援しています。

開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

当機構は有償資金協力業務においても、国際社会の共通目標である SDGs や、日本政府の「開発協力大綱」を踏まえ、「質の高い成長」、「平和構築の促進」、「地球規模課題への取組みの強化」等 に貢献する分野への支援を積極的に行ってまいりました。円借款による支援地域は、日本と

地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 109 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

また、2015 年 11 月 21 日にマレーシアのクアラルンプールにて行われた ASEAN ビジネス投資サミットにおいて、安倍総理大臣（当時）より「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえた円借款・海外投融資の制度拡充策について発表され、2016 年 5 月 26 日から 27 日に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が発表されました。更に 2019 年 6 月 28 日から 29 日に開催された G20 大阪サミットでは「質の高いインフラ投資原則」が首脳宣言に盛り込まれました。これらを受けて、当機構は財務健全性を確保することを前提としてドル建て借款やハイスpek 借款の適用拡大、STEP（本邦技術活用条件）制度の改善やドル・ユーロ・現地通貨建て海外投融資など、円借款・海外投融資の利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款：道路、鉄道、港湾・空港、発電所・送電網、上下水道や灌漑設備の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィージビリティ調査（Feasibility Study:F/S）等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款（ツーステップ・ローン）：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金がわたるまでに段階が 2 つ以上の金融機関を経由する手順となるので、ツー・ステップ・ローン（Two Step Loan :TSL）とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・ セクターローン：複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務及びコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。

2) ノン・プロジェクトタイプ

- ・ 開発政策借款：政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、又は貧困削減戦略実施等を支援するものです。近年は、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの（バックワード・ルッキング型といいます。）が、主体となっています。達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、国際開発金融機関（世界銀行等）との協調融資の形をとることが多くあります。

また日本政府及び当機構は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援する海外投融資機能の再開に係る議論を進めました。2012 年 10 月 16 日のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合においてその本格再開が決定されました。2020 年度は、計 10 件の投融資案件を新規に承諾しました。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

円借款供与条件表
(2021年10月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たりGNI (2019年)	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
L D Cかつ貧困国 (注1) (US\$ 1,035以下)					0.01	40	10	アンタイド
L D C 又は 貧 困 国 (US\$ 1,035以下)		ハイスベック (注2：以下同C)	固定金利	基準	0.25	30	10	アンタイド
				オプション1	0.20	25	7	
				オプション2	0.15	20	6	
				オプション3	0.10	15	5	
		優先条件 (注3：以下同C)	変動金利 (注4：以下同C)	長期オプション	TORF+40bp	40	10	
				基準	TORF+30bp	30	10	
				オプション1	TORF+25bp	25	7	
				オプション2	TORF+20bp	20	6	
				オプション3	TORF+15bp	15	5	
		一般条件	固定金利	基準	0.60	30	10	
				オプション1	0.50	25	7	
				オプション2	0.35	20	6	
				オプション3	0.20	15	5	
変動金利	長期オプション		TORF+50bp	40	10			
	基準		TORF+40bp	30	10			
	オプション1		TORF+35bp	25	7			
	オプション2		TORF+30bp	20	6			
オプション3	TORF+25bp	15	5					
	基準	0.70	30	10				
	オプション1	0.60	25	7				
	オプション2	0.45	20	6				
オプション3	0.30	15	5					
低・中所得国	US\$ 1,036 以上 US\$ 4,045 以下	ハイスベック	固定金利	基準	0.50	30	10	アンタイド
				オプション1	0.45	25	7	
				オプション2	0.40	20	6	
				オプション3	0.35	15	5	
		優先条件	変動金利	長期オプション	TORF+90bp	40	10	
				基準	TORF+70bp	30	10	
				オプション1	TORF+60bp	25	7	
				オプション2	TORF+50bp	20	6	
				オプション3	TORF+40bp	15	5	
		一般条件	固定金利	基準	1.00	30	10	
				オプション1	0.85	25	7	
				オプション2	0.65	20	6	
				オプション3	0.45	15	5	
			変動金利	長期オプション	TORF+110bp	40	10	
				基準	TORF+90bp	30	10	
				オプション1	TORF+80bp	25	7	
中進国以上	US\$ 4,046 以上	ハイスベック	固定金利	オプション2	TORF+70bp	20	6	アンタイド
				オプション3	TORF+60bp	15	5	
				基準	1.20	30	10	
				オプション1	1.05	25	7	
		優先条件	変動金利	オプション2	0.85	20	6	
				オプション3	0.65	15	5	
				長期オプション	TORF+130bp	40	10	
				基準	TORF+110bp	30	10	
				オプション1	TORF+100bp	25	7	
		一般条件	固定金利	オプション2	TORF+90bp	20	6	
オプション3	TORF+80bp			15	5			
基準	1.40			30	10			
オプション1	1.25			25	7			
オプション2	1.05			20	6			
オプション3	0.85	15	5					
STEP (注5)			固定金利	基準	0.10	40	10	タ イ ド
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。						
プログラム借款オプション		協同融資の場合は譲許性を確保しつつ、協同融資先の償還期間と同一にすることができる。						
(注1) LDCかつ貧困国は分野にかかわらず0.01%、40年(10年)を適用。LDCかつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。								
(注2) ハイスベック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討)。								
(注3) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。								
(注4) TORF(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。								
(注5) STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の所有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP対象国は、OECD公的輸出信用アレンジメント上タイド借款が供与可能な国。但し、LDC(国連開発計画委員会のLDCリスト掲載ページを参照)を除く。								
(注6) 災害復旧分野(災害復旧スタンダード・バイ借款を含む)は所得階層にかかわらず0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンダード・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。								
(注7) PPPインフラ信用補完スタンダード・バイ借款は所得階層にかかわらず変動金利のみとし、金利6か月TORF+35〜55bp、償還期間は最長40年(最長コミットメント期間＝30年+10年)の範囲内で個別に設定する。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。								
(参考)								
・EPISA(アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ)ソブリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用(ただし、LDCかつ貧困国については、0.01%、40年(10年)を適用)。								
・IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。								
・一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。なお、2022年4月の見直しはLIBOR後継金利のスワップ市場の動向等を見極めつつ検討する。								
・中進国以上は固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。								

借款対象国所得階層分類

2021 年 4 月改定

所得階層		一人当たり GNI
L D C かつ 貧 困 国 (US\$ 1,035 以下)		アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧 困 国 (US\$ 1,036 以下)		アンゴラ、カンボジア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、シリア、セネガル、ソロモン諸島、タジキスタン、タンザニア、ツバル、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ベナン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得 国	US\$ 1,036 以上	アルジェリア、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、ジンバブエ、スリランカ、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パヌアツ、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ、モンゴル
	US\$ 4,045 以下	
中進国以上	US\$ 4,046 以上	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、イラク、イラン、インドネシア、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、サモア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン

③ 無償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 3 号）

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、公衆衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

④ ボランティア事業（JICA 法第 13 条第 1 項第 4 号の一部）

ボランティア派遣事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、（１）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、（２）異文化社会における相互理解の深化と共生、（３）ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は事業発足以来 50 年を超える長い歴史を持ち、2021 年 3 月末現在、青年海外

協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアの4つのJICAボランティアプログラムすべての累計派遣者数は5万4,000人を超えています。

2019年より、総称をJICA海外協力隊と改めました。

(i) 青年海外協力隊/海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を支援するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活をともにしながら協力活動を行います。協力分野は、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、職種は約190種と多岐にわたります。

(ii) シニア海外協力隊

幅広い技術や豊かな職業経験をもつ人材を募り、開発途上国からの一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。協力分野は青年海外協力隊/海外協力隊と同様多岐にわたります。

(iii) 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊

中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献するものです。日系社会シニア海外協力隊は、一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。

⑤ 国際緊急援助 (JICA 法第13条第1項第6号及び第2項)

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が脆弱であるため、十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

1979年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、1987年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称 JDR 法)が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、当機構が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、当機構は世界4ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに1992年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称 PKO 協力法)との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊などの人為的災害)は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。国際緊急援助隊の事務局機能は JICA 国際緊急援助隊事務局が担っています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、当機構職員等から構成され、政府の派遣決定から24時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から48時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測

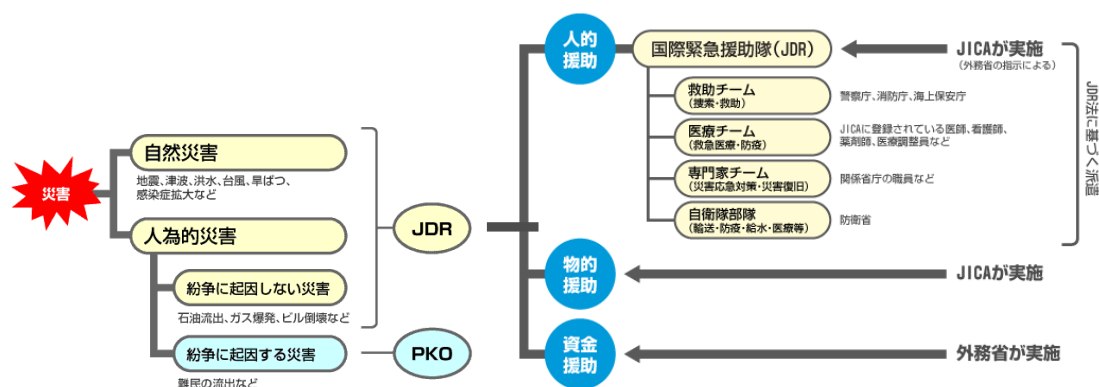
等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

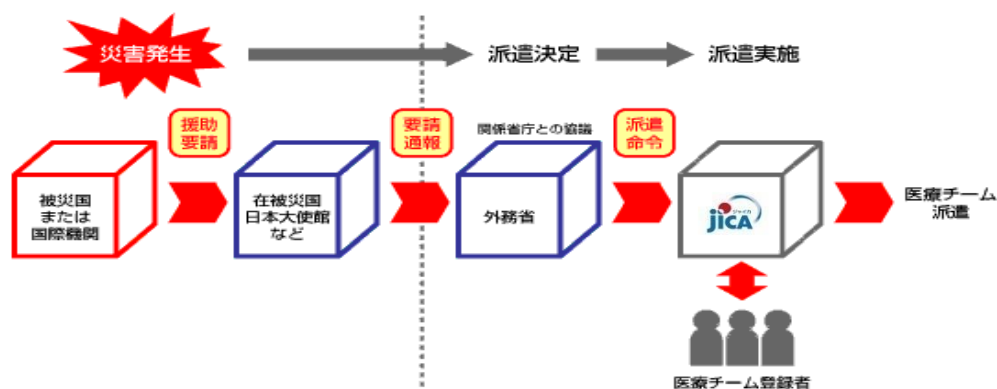
大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（医療・防疫、給水）や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。

(v) 感染症対策チーム

2014年に西アフリカで感染が拡大したエボラ出血熱への対応を踏まえ、2015年10月に新たに設立されたチームです。このチームは感染症に関する幅広い支援を実施するため、「疫学」、「検査診断」、「診療・感染制御」、「公衆衛生対応」の4つの専門機能と、自己完結型の活動を行うための「ロジスティック」を合わせた5つの機能から構成されます。



派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条第 1 項第 8 号）

2008年10月の新JICAの発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

JICA は、故緒方貞子氏の功績を称え、2020年4月1日付で、「JICA 研究所」の名称を「国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所」（略称：JICA 緒方研究所）に変更いたしました。

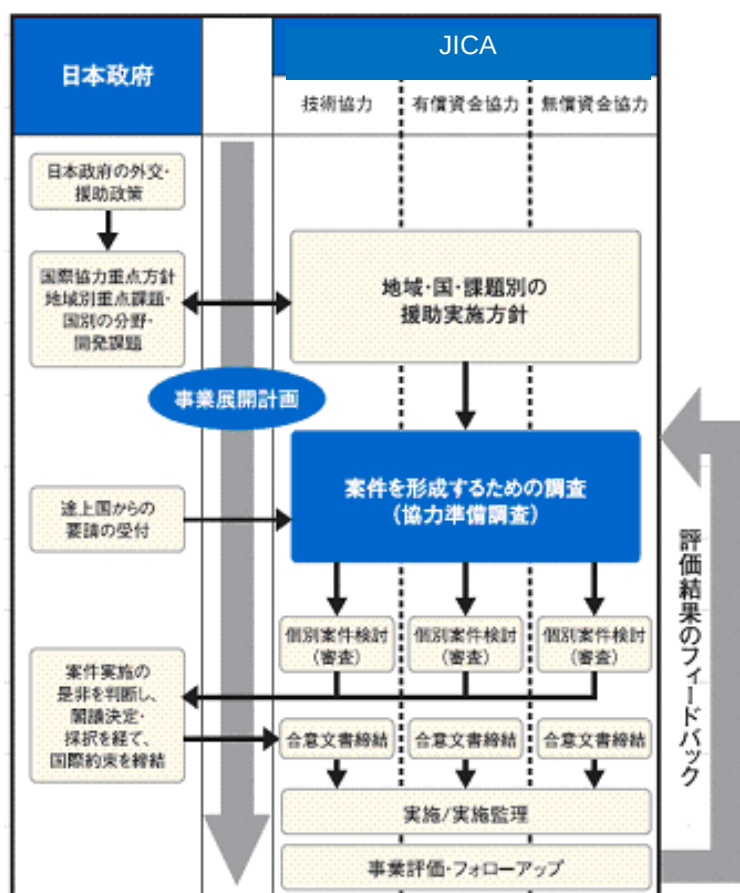
(2) 業務フロー

① 日本政府の政策と JICA の事業実施

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 政策・戦略に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

JICA の事業フロー



② プロジェクトの PDCA サイクルと事業評価

PDCA サイクルとは、事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクルであり、Plan、Do、Check、Action の 4 ステップからなります。JICA の事業評価は、援助スキームにかかわらず、プロジェクトの PDCA サイクルと一体不可分の関係にあります。支援の期間や効果発現のタイミング等といった援助スキームの特性を考慮しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによるモニタリングと評価を実施しています。このように PDCA サイクルの各段階でモニタリングと評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。国際的な事業評価基準である経済開発協力機構援助委員会（OECD-DAC）の評価基準の改定を踏まえ、2021 年度より新しい事業基準に基づき事業評価を実施しています。個別事業（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）の事前評価及び事後評価結果は JICA のホームページで公表しています。また、事業評価にかかる取り組みや事業の評価結果についてわかりやすく公表するため、事業評価年次報告書を作成・発行しています。

(事業評価案件検索)

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

(事業評価年次報告書)

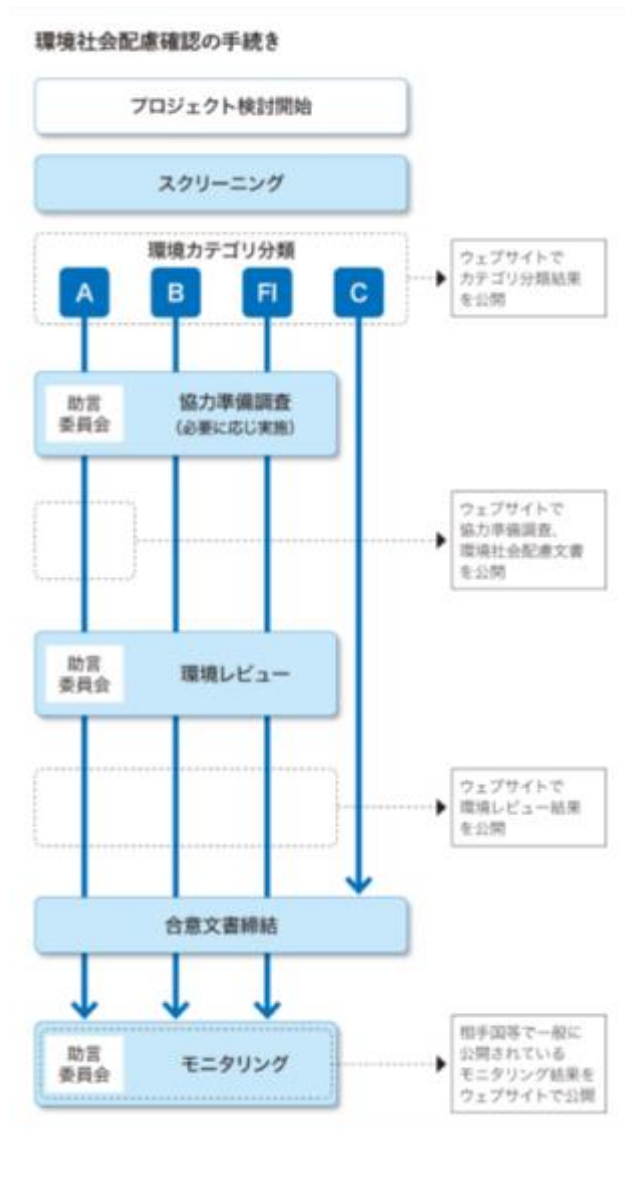
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/index.html



③ 環境社会配慮ガイドライン

当機構は、「JICA 環境社会配慮のためのガイドライン」(以下、ガイドライン)を指針とし、業務運営を行っています。開発途上国向けの協力事業の環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、ガイドラインに基づき適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。その一環として、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。

さらに、透明性と説明責任を確保するため、環境社会配慮助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。また、ガイドライン遵守を確保するために、異議申立手続を整備しています。



ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリ（下図）に分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります（左図）。各工程においては、説明責任の確保と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、相手国等から提出された環境社会配慮文書などに基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認し、これを回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています。

環境カテゴリ分類

カテゴリ	環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる
カテゴリ A	
カテゴリ	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリ B	
カテゴリ	環境や社会への望ましくない影響が、最小限、またはほとんどないと考えられるプロジェクト
カテゴリ C	
カテゴリ	JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合
カテゴリ FI	

なお、現行ガイドラインは、2010年に公布されたものであることから（注）、国際的な潮流なども踏まえ、透明性と説明責任を確保しながら改定に向けたプロセスを進めています。改定は、日本政府、日本のNGOや民間企業、外部有識者等により構成される「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会」を設置し、同委員会から助言を得ながらプロセスを進めています。

（注）2010年7月1日以降に要請を受領した案件は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月1日付公布）を適用しています。同日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）及び「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月制定）を適用しています。

（JICAの環境社会配慮ガイドライン）

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、
(ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（一般勘定）、
(イ) 有償資金協力業務に係る勘定（有償資金協力勘定）
に区分して経理を行っております。

② 会計基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期目標の期間の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは同条第 2 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 4 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同条第 7 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

当機構有償資金協力勘定における準備金積立額と国庫納付額

(単位：百万円)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利益金	74,363	79,188	77,771	95,645	33,007
(準備金積立額)	74,363	79,188	77,771	95,645	33,007
(国庫納付額)	-	-	-	-	-

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っておりません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政融資資金借入金

2021 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金用途
固定	15 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 844 億円)	借入期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法や据置期間等の償還形態の違いを反映した上で財務大臣が決定	有償資金協力業務
固定	20 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 1,000 億円)		
固定	25 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 1,050 億円)		
固定	30 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 1,300 億円)		
固定	35 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 1,350 億円)		
固定	40 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 600 億円)		

(ii) 政府保証外債

当機構は 2014 年より政府保証外債の発行を開始し、これまでに合計 30.8 億米ドルを発行しました。

	発行日	発行額
第 1 次	2014 年 11 月 13 日	5 億米ドル
第 2 次	2016 年 10 月 20 日	5 億米ドル
第 3 次	2017 年 4 月 27 日	5 億米ドル
第 4 次	2018 年 6 月 12 日	5 億米ドル
第 5 次	2020 年 7 月 22 日	5 億米ドル
第 6 次	2021 年 4 月 28 日	5.8 億米ドル

(iii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 7,700 億円を発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

なお、国際協力機構債券（ソーシャルボンド）の発行は、日本政府の SDG s 達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016 年 12 月 22 日決定）において、資金動員（国内の民間資金を開発途上国のために動員する）の具体的施策のひとつに位

置づけられました。「SDGs 実施指針改定版」(2019 年 12 月 20 日、一部改訂)においても、「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs 達成のために民間資金を動員するツールとして明記されています。なお、「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策(付表)」及び「SDGs 実施指針改定版」は以下から参照できます。

「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策(付表)」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou2.pdf>

「SDGs 実施指針改定版」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryou1.pdf>

【財投機関債の発行実績】

	発行日	発行額
第 1 回国際協力機構債券	2008 年 12 月 19 日	300 億円
第 2 回国際協力機構債券	2009 年 6 月 19 日	300 億円
第 3 回国際協力機構債券	2009 年 12 月 16 日	200 億円
第 4 回国際協力機構債券	2010 年 6 月 18 日	200 億円
第 5 回国際協力機構債券	2010 年 9 月 15 日	200 億円
第 6 回国際協力機構債券	2010 年 12 月 15 日	200 億円
第 7 回国際協力機構債券	2011 年 6 月 16 日	200 億円
第 8 回国際協力機構債券	2011 年 9 月 26 日	150 億円
第 9 回国際協力機構債券	2011 年 9 月 26 日	50 億円
第 10 回国際協力機構債券	2011 年 12 月 20 日	100 億円
第 11 回国際協力機構債券	2011 年 12 月 20 日	100 億円
第 12 回国際協力機構債券	2012 年 6 月 22 日	100 億円
第 13 回国際協力機構債券	2012 年 6 月 22 日	100 億円
第 14 回国際協力機構債券	2012 年 9 月 24 日	100 億円
第 15 回国際協力機構債券	2012 年 9 月 24 日	100 億円
第 16 回国際協力機構債券	2012 年 12 月 26 日	100 億円
第 17 回国際協力機構債券	2012 年 12 月 26 日	100 億円
第 18 回国際協力機構債券	2013 年 6 月 20 日	100 億円
第 19 回国際協力機構債券	2013 年 6 月 20 日	100 億円
第 20 回国際協力機構債券	2013 年 9 月 20 日	100 億円
第 21 回国際協力機構債券	2013 年 9 月 20 日	100 億円
第 22 回国際協力機構債券	2013 年 12 月 24 日	100 億円
第 23 回国際協力機構債券	2014 年 2 月 21 日	100 億円
第 24 回国際協力機構債券	2014 年 6 月 20 日	100 億円

第 25 回国際協力機構債券	2014 年 6 月 20 日	100 億円
第 26 回国際協力機構債券	2014 年 9 月 22 日	100 億円
第 27 回国際協力機構債券	2014 年 9 月 22 日	100 億円
第 28 回国際協力機構債券	2014 年 12 月 22 日	100 億円
第 29 回国際協力機構債券	2015 年 6 月 22 日	100 億円
第 30 回国際協力機構債券	2015 年 6 月 22 日	100 億円
第 31 回国際協力機構債券	2015 年 9 月 24 日	100 億円
第 32 回国際協力機構債券	2015 年 9 月 24 日	100 億円
第 33 回国際協力機構債券	2015 年 12 月 21 日	100 億円
第 34 回国際協力機構債券	2016 年 2 月 12 日	100 億円
第 35 回国際協力機構債券	2016 年 6 月 20 日	100 億円
第 36 回国際協力機構債券	2016 年 6 月 20 日	100 億円
第 37 回国際協力機構債券	2016 年 9 月 20 日	200 億円
第 38 回国際協力機構債券	2016 年 9 月 20 日	150 億円
第 39 回国際協力機構債券	2017 年 2 月 20 日	50 億円
第 40 回国際協力機構債券	2017 年 6 月 28 日	100 億円
第 41 回国際協力機構債券	2017 年 6 月 28 日	100 億円
第 42 回国際協力機構債券	2017 年 9 月 20 日	200 億円
第 43 回国際協力機構債券	2017 年 12 月 20 日	200 億円
第 44 回国際協力機構債券	2018 年 6 月 28 日	150 億円
第 45 回国際協力機構債券	2018 年 6 月 28 日	100 億円
第 46 回国際協力機構債券	2018 年 9 月 20 日	200 億円
第 47 回国際協力機構債券	2018 年 12 月 20 日	150 億円
第 48 回国際協力機構債券	2019 年 6 月 20 日	100 億円
第 49 回国際協力機構債券	2019 年 6 月 20 日	100 億円
第 50 回国際協力機構債券	2019 年 9 月 20 日	120 億円
第 51 回国際協力機構債券	2019 年 12 月 20 日	180 億円
第 52 回国際協力機構債券	2020 年 3 月 19 日	100 億円
第 53 回国際協力機構債券	2020 年 6 月 26 日	100 億円
第 54 回国際協力機構債券	2020 年 6 月 26 日	130 億円
第 55 回国際協力機構債券	2020 年 9 月 28 日	100 億円
第 56 回国際協力機構債券	2020 年 9 月 28 日	120 億円
第 57 回国際協力機構債券	2020 年 12 月 25 日	100 億円
第 58 回国際協力機構債券	2020 年 12 月 25 日	50 億円

第 59 回国際協力機構債券	2021 年 6 月 29 日	100 億円
第 60 回国際協力機構債券	2021 年 6 月 29 日	100 億円
第 61 回国際協力機構債券	2021 年 9 月 27 日	100 億円
第 62 回国際協力機構債券	2021 年 9 月 27 日	100 億円

(iv) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定の過年度の資金調達実績及び 2021 年度予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2016 年度 実績	2017 年度 実績	2018 年度 実績	2019 年度 実績	2020 年度 実績	2021 年度 予算
財政投融资	2,540	4,576	3,866	2,319	8,202	6,784
うち財政融資資金借入金	2,030	4,026	3,321	2,319	7,542	6,144
うち政府保証債	510	550	545	0	660	640
政府一般会計からの出資金	1,301	452	460	673	514	470
財投機関債	600	600	600	600	800	1,400
回収金等によるその他自己 資金等	4,605	5,758	5,967	7,483	6,984	6,346
合 計	9,046	11,385	10,894	11,075	16,500	15,000

4. 関係会社等の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等による当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 令和3 事業年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）、附属明細書(13)関連会社の明細」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-2 令和2 事業年度財務諸表（法人単位）、附属明細書(18)関連会社及び関連公益法人等の明細」をご参照下さい。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（海外投融資）が含まれます（JICA 法第13 条第1 項第2 号ロ）。当機構の出資案件は次表の通りです。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

(2) 【参考】当機構の出資案件は、以下のとおりです。

①関係会社等の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資 年月	資本金	議決権の保有 割合 (%)	相手国又は 対象地域
アマゾンアルミ ナ・アルミニウ ム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニ ウム株式会社	アマゾン地域におけるアルミナ生 産及びアルミ製錬	1978 年 8 月	53,315 百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビア メタノール製造 合弁事業	日本・サウジアラビア メタノール株式会社	アルジュベール工業地帯における メタノールの製造	1979 年 12 月	2,310 百万円	30.0	サウジアラ ビア
サウジアラビア 石油化学製品製 造合弁事業	サウディ石油化学株式 会社	アルジュベール工業地帯における エチレングリコール等石油化学製 品の製造	1981 年 6 月	14,200 百万円	37.1	サウジアラ ビア
バングラデシュ KAFCO 肥料製造合 弁事業	カフコジャパン投資株 式会社	チッタゴン市における尿素及びア ンモニアの製造	1990 年 7 月	5,024 百万円	46.4	バングラデ シュ
ムシパルプ製造 事業	スマトラパルプ株式会 社	南スマトラ・ピリンビン地区にお いて、アカシアの植林木を原料と するパルプ工場を建設、パルプを 生産する	1995 年 4 月	100 百万円	42.7	インドネシ ア
パキスタン貧困 層向けマイクロ ファイナンス事 業	The First Microfinance Bank Limited- Pakistan (FMFB-P)	FMFB-P がマイクロファイナンス事 業をパキスタン国内で拡大するに あたり、必要となる資金を当機構 が海外投融資を通じて支援するも の	2012 年 4 月	4,730 百万パキスタ ンルピー	8.8	パキスタン
ミャンマー国テ ィラワ経済特別 区(Class A 区域) 開発事業	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	ヤンゴン市近郊に位置するティラ ワ経済特別区 (SEZ) において、 早期開発区域の工業団地開発・販 売・運営事業を支援するもの	2015 年 3 月	27 百万米ドル	10.0	ミャンマー
日本 ASEAN 女性 エンパワーメン トファンド	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	ASEAN 諸国等アジア地域における 女性のエンパワーメントを支援す るマイクロファイナンス機関向け 投融資	2016 年 10 月	241 百万米ドル	非公表	アジア
サブサハラ・ア フリカ地域オフ グリッド太陽光 事業	WASSHA 株式会社	サブサハラ・アフリカの未電化地 域における LED ランタンの充電・ レンタル事業	2016 年 10 月	100 百万円	非公表	アフリカ
イーストウエス ト医科大学病院 事業	Ship Aichi Medical Service Limited	バングラデシュ・ダッカにおける 民間総合病院の設立・運営	2019 年 5 月	3,393 百万タカ	16.5	バングラデ シュ
金融アクセス向 上マイクロファ イナンス事業	五常・アンド・カンパ ニー株式会社	開発途上地域におけるマイクロフ ァイナンス事業の出資・運営	2019 年 9 月	3,382 百万円	3.0	開発途上地 域
廃棄物バイオ リサイクル事業	Sanergy, Inc.	ケニアで有機廃棄物を回収し昆虫 飼料・有機肥料にリサイクルする 事業	2021 年 10 月	19.4 百万米ドル	N/A	ケニア

②その他出資案件の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資 年月	ファンド想定 規模等	議決権の保有 割合 (%)	相手国又は 対象地域
中南米 省エネ・再生可能エネルギー事業	MGM Sustainable Energy Fund, L.P.	コロンビア、メキシコ及び中米・カリブ地域を対象に省エネリース事業及び一部再エネ（中規模～10MW 程度太陽光発電等）事業を行うファンドに対する出資を行う	2015 年 1 月	63 百万米ドル	非公表	中南米
中東・北アフリカ支援ファンド	IFC Middle East and North Africa Fund, LP	中東・北アフリカ地域において金融、インフラ、製造等の事業に従事する企業・事業へ投資するもの	2016 年 6 月	108 百万米ドル	非公表	中東・北アフリカ
アジアインフラパートナーシップ信託基金	Leading Asia's Private Infrastructure Fund	アジア諸国において官民連携パートナーシップ（PPP）等による質の高いインフラ開発事業を支援するもの	2017 年 1 月	1,500 百万米ドル	非公表	アジア
中南米省エネ・再生可能エネルギー事業Ⅱ	MGM Sustainable Energy Fund L.P.II	中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域における様々な省エネ事業や再生可能エネルギー事業に投融資するファンド	2019 年 5 月	125 百万米ドル	非公表	中南米
サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業	I&P Afrique Entrepreneurs II LP	サブサハラ・アフリカ地域の中小企業等への投融資を行うファンド	2020 年 1 月	92 百万ユーロ	非公表	アフリカ
女性の金融アクセス向上事業	Women's World Banking Capital Partners II LP	開発途上地域における女性向け金融サービスを提供する金融機関へ投融資するファンド	2020 年 8 月	75 百万米ドル	非公表	開発途上地域
COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド	COVID-19 Emerging & Frontier Markets MSME Support Fund	新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響緩和を目的として、開発途上地域の中小零細企業向けに金融サービスを提供するマイクロファイナンス機関へ融資するファンド	2021 年 3 月	350 百万米ドル	非公表	開発途上地域
DX 新興企業成長支援投資事業	Rebright Partners IV 投資事業組合	インドにおいて Digital Transformation（DX）に取り組むスタートアップ企業への出資及び日系企業との業務連携促進を行うファンド	2021 年	非公表	非公表	インド

5. 職員の状況

	2021 年 12 月 1 日現在
職員数	1,955 名

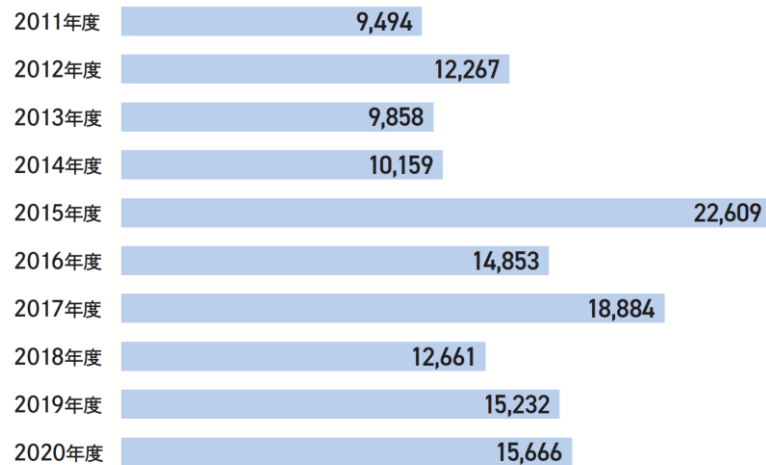
第2 事業の状況

1. 2020 年度の事業概要

① 総括

2020 年度の当機構事業実績として、有償資金協力承諾額は 15,666 億円であり、前年度比 2.8% (434 億円) 増となりました。技術協力経費は 1,316 億円で前年度比 24.8% (435 億円) 減、無償資金協力の事業規模は 2020 年度総額 839 億円と前年度比 3.2% (17 億円) 減となりました。

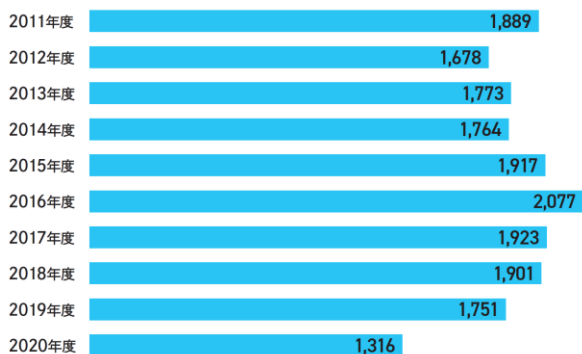
過去10年間の有償資金協力承諾額の推移 (単位: 億円)



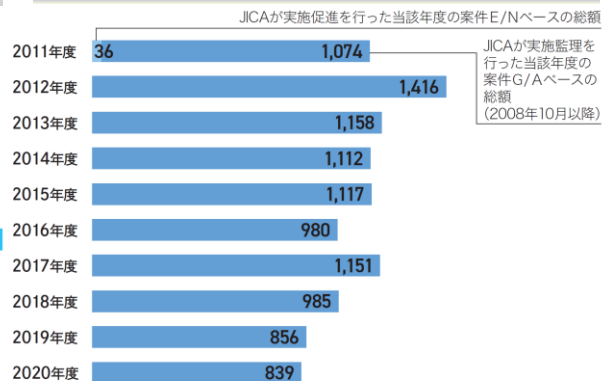
(注) 円借款、海外投融資(貸付・出資)の合計額

(出所: 国際協力機構 2021 年度年次報告書)

過去10年間の技術協力経費の推移 (単位: 億円)



過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移 (単位: 億円)



(注) 図表及び本文中の各実績額は小数第1位四捨五入のため、合計値が合わないことがあります。

(出所: 国際協力機構 2021 年度年次報告書)

② 地域別の実績構成比

下表は、2020 年度に当機構が実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の実績を表しています。

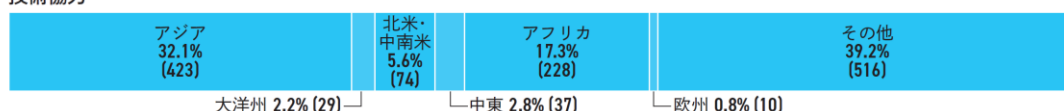
技術協力の地域別割合は、アジアが 32.1% と最も大きく、次いでアフリカ 17.3%、北米・中南米 5.6% となっています。なお、その他 39.2% には国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

また、2020 年度の新規承諾分に関する有償資金協力の地域別割合は、アジアが 83.0%と最も大きく、次いで中東 4.4%、アフリカ 2.9%、大洋州 2.7%、北米・中南米 1.6%となっています。2019 年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。

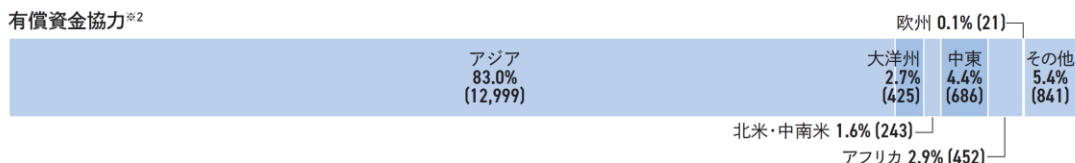
無償資金協力の地域別割合は、アジアが 46.4%と最も大きく、次いでアフリカ 44.9%、大洋州 3.4%、北米・中南米 3.3%と、中東 1.9%と 2019 年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

図表-6 地域別の実績構成比(2020年度) (単位：%/億円)

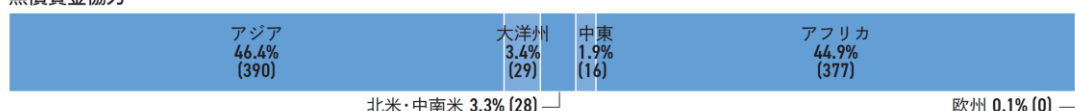
技術協力^{※1}



有償資金協力^{※2}



無償資金協力^{※3}



(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額

※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

(出所：国際協力機構 2021 年度年次報告書)

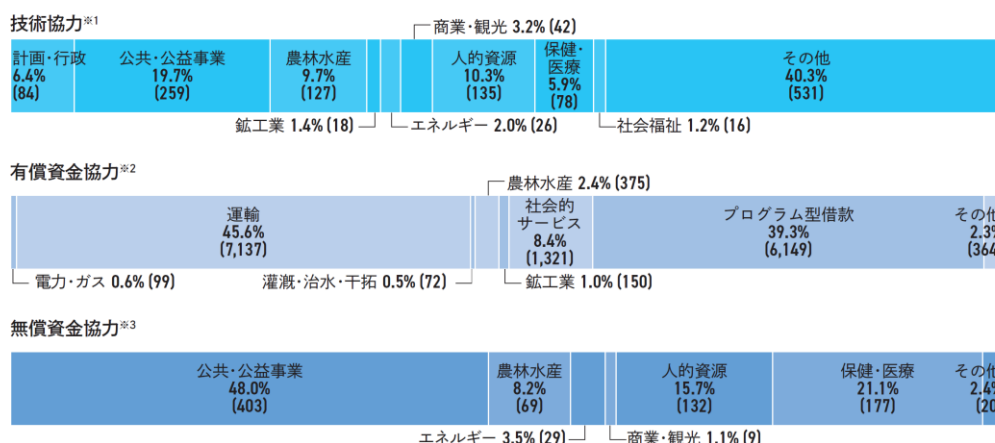
③ 分野別の実績構成比

次頁の表は、2020 年度の分野別の実績構成比（金額ベース）を示しています。技術協力の分野別割合は、公共・公益事業が 19.7%と最も大きく、次いで人的資源 10.3%、農林水産 9.7%、計画・行政 6.4%、保健・医療 5.9%の順となっています。

有償資金協力の分野別割合は、鉄道・道路・港湾など運輸分野が 45.0%と最も大きく、次いでプログラム型借款が 39.3%、社会的サービスが 8.4%、農林水産が 2.4%の順となっています。なお、2020 年度は、新型コロナウイルス感染拡大に対応し、プログラム型借款として、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」を計 12 カ国に対して約 3275 億円の事業を新規に承諾しました。

無償資金協力の分野別割合は、公共・公益事業の協力実績が 48.0%と最も大きく、次いで保健・医療 21.1%、教育・文化といった人的資源 15.7%、農林水産 8.2%となっています。

図表-7 分野別の実績構成比(2020年度) (単位: %/億円)



(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額

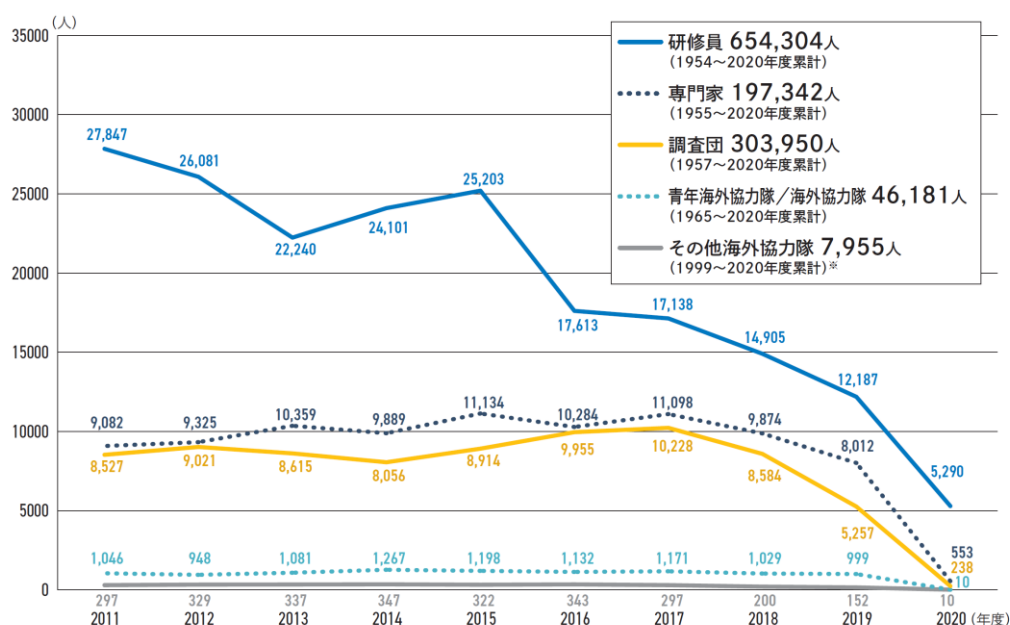
※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

(出所: 国際協力機構 2021 年度年次報告書)

④ 形態別の人数実績と推移

2020 年度の当機構の事業の形態別人数実績は、研修員受入(新規)が 5,290 人、専門家派遣(新規)が 553 人、調査団派遣(新規)が 238 人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣(新規)が 10 人、その他海外協力隊派遣(新規)が 10 人となっています。2020 年度は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大を理由に前年度比で大幅に人数実績が減少しましたが、人の受入・派遣に代えて、オンラインによる協力事業の実施強化に取り組んでいます。

図表-8 形態別の人数実績の推移(累計)



※ 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計されています。

(注)移住者送出は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は、73,437人です。

(出所: 国際協力機構 2021 年度年次報告書)

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 当機構のミッションとビジョン

JICA のミッションは、開発協力大綱の下、「人間の安全保障と質の高い成長の実現」です。このミッションのもと、「信頼で世界をつなぐ」をビジョンに掲げ、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぐことを目指します。



(2) 中期計画

JICA は通則法第 30 条に則り、5 年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2017 年度より開始した第 4 期中期計画（2017～2021 年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4 つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6 つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICA は今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み



(3) ODA に関する政策・国際公約の遂行

当機構は、我が国の ODA を一元的に行う実施機関として、開発協力大綱を始めとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

① ODA に関する主な政策

・「開発協力大綱」（2015 年 2 月 10 日閣議決定）

政府開発援助（ODA）大綱（1992 年 6 月閣議決定、2003 年改定）は我が国の ODA 政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国の ODA が更なる進化を遂げるべく政府開発援助（ODA）大綱が改訂され開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やリスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、

新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。

「開発協力大綱」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067688.pdf>

・「国家安全保障戦略」（2013 年 12 月 17 日閣議決定）

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進する手段として ODA を活用し、普遍的価値の追求、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

「国家安全保障戦略」

<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou.html>

・「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」（2021 年 6 月）

同戦略は日本経済の成長に向けて新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODA を含む官民一体となった取組を推進していくことを示した従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後 5 年間を見据えた新たな目標を掲げた新戦略です。新戦略の目的は下記 3 本柱とされています。

- (1) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現
- (2) 展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献
- (3) 質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

② ODA に関する国際公約

・「持続可能な開発目標 (SDGs)」

2015 年 9 月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標 (SDGs)」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。MDGs では、「社会」（教育、保健、ジェンダー平等）に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGs では、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題などの課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」（エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費等）及び「経済」（経済成長・雇用、インフラ・産業等）に関するゴールが追加されており「社会」、「環境」、「経済」の 3 側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

(4) 気候変動に対する取り組み

当機構は、SDGs をはじめ、2015 年に採択されたパリ協定、金融安定理事会 (FSB) が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の 2017 年の提言、2020 年に日本政府が発表した 2050 年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強

化を重要な課題の一つとしており、日本政府の方針に沿って脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

① ガバナンス

JICA は、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣（JICA の場合は外務大臣等）が定める中期目標を達成するため、5 年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらの計画に基づき業務を実施しています。また、JICA では、主務大臣から認可を受ける「業務方法書」に基づき、組織、業務運営及び内部統制に関する重要事項を審議・報告する理事会を設置しています。各年度の終了時と中期計画の終了時には、計画の達成状況・実績を自己評価し、理事会での審議を経て、その結果を主務大臣に提出し、公表しています。また、主務大臣は業務実績を評価し、その結果を JICA に通知し、公表しています。（詳細は「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照）。

開発途上国向けに当機構が協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています（詳細は本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、②プロジェクトの PDCA サイクルと事業評価」ご参照）。

当機構は、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA 環境方針」を 2015 年 10 月に策定しています。これに続き、開発途上国向けに JICA が協力する気候変動対策事業に関する戦略を 2021 年 7 月に策定しています。また、上述の「業務方法書」では、「JICA 環境社会配慮のためのガイドライン」（ガイドライン）を指針とし、業務運営を行うものとされています。（詳細は、「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」ご参照）。

組織体制について、組織全体の環境方針は総務部が担当しています。気候変動対策に対する取組を強化するべく、2010 年に気候変動対策室を設置しています。ガイドラインを担当する部署としては、審査部を設置しています。異議申立に関しては、事業担当部署から独立した機関として異議申立審査役を設置しており、同審査役が申し立ての内容を調査し、直接 JICA 理事長に報告します。引き続き、JICA の環境方針の改定や体制整備を含め、気候変動対策に関するガバナンスのさらなる強化に取り組んでいきます。

② 戦略

当機構は、上述の「JICA 環境方針」において、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。それを踏まえ、国際協力を通じた環境対策の推進、環境啓発活動の推進、オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、環境法規制等の遵守に取り組んでいます。

また、当機構は気候変動対策の取組と発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、2021 年 7 月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、以下を掲げています。

- ・ 開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。
- ・ パリ協定をはじめとする環境／気候関連の多国間条約（生物多様性条約、砂漠化条約、仙台防災枠組）、関連 SDGs 目標、その他関連する日本政府主導のビジョン（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン）の達成に向けた貢献を目指します。

具体的なアクションは以下の通りです。

- ・ パリ協定の実施促進のため、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガスインベントリ、透明化枠組強化、気候資金 の導入・活用支援
- ・ エネルギー、都市開発、運輸交通、森林等自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療等の案件の推進を通じた開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型気候変動対策を推進

エネルギーや農業等の他の課題戦略においても気候変動対策への取組が増え、コベネフィット型気候変動対策（開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取組）を追求しています。

また、気候変動対策事業の実施にあたっては、JICA は以下を目指します。

- ・ 多様な関係者との連携やファイナンスの動員（民間企業との連携、緑の気候基金（GCF）等の外部資金活用の推進）
- ・ 日本等の知見や技術の活用
- ・ 戦略的な情報発信
- ・ 都市間連携・協力の促進
- ・ 域内連携の促進
- ・ デジタル・トランスフォーメーション（DX）等のイノベーション

③ 主な機会とリスク

当機構を取り巻く気候変動関連の主な機会とリスクは下記の通りです。こうした機会を通じて開発途上国における脱炭素社会の実現に向けたさらなる貢献を行っていきます。リスクについて、JICA は、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、途上国の移行（トランジション）を支援する戦略についても検討を行っていきます。

主な機会	主なリスク
① 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する事業への協力の推進	① 開発途上国での自然災害増加によるJICA協力事業への影響（物理的リスク）
② 運輸交通や森林保全等の緩和策に関する事業への協力の推進	② 法規制等の強化や急速な技術の進展等によるJICA協力事業における気候変動の対応コストの増加（移行リスク）
③ 防災や水資源管理等の適応策に関する事業への協力の推進	
④ 緑の気候基金（GCF）からの受託事業の推進	
⑤ 気候変動対策に資する調査・研究の充実	

なお、2021 年 6 月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」では、次の通り記されています。JICA としてもこうした日本政府の方針に従って対応していきます。

「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めた CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、石炭火力発電の輸出については、2021 年 6 月の G7 コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を 2021 年末までに終了する。」

（「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」より抜粋）

「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」全文
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

④ リスク管理

当機構は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、リスクの特定・評価を行い、事業を確実に実施しています。各部署・拠点では、毎年度自らの部署・拠点の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクへの対応を検討しています。これらを踏まえ、内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取組を審議することによって組織的な対応を行っています。また、有償資金協力業務（円借款・海外投融資）については、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を別途設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています（詳細は、「第4 発行者の状況、3. コーポレートガバナンスの状況」をご参照）。

当機構の開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、環境社会配慮ガイドラインを適用することによって対応しています。同ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。各工程においては、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を協力相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、協力相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認しています。負の影響については、回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています（詳細は、「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2)業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」ご参照）。

当機構は、協力事業における気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）」を活用し、全ての協力案件に対して気候リスクの評価を行い、気候変動対策（緩和策・適応策）に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。また、事業の計画立案段階にあたる「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、協力相手国による気候変動への対応や手続きを支援する場合があります。研修事業等の技術協力によって、気候変動対策に関する協力相手国の能力強化を支援します。日本側の支援体制強化のため、JICA 内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の気候変動への対応に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

⑤ 指標と目標

G7 コーンウォール・サミットにおける日本政府のコミットメントは、①2021年から2025年までの5年間に、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動対策に関する支援を実施すること、②気候変動の影響に脆弱な国に対する適応分野の支援を強化することです。その実現に向けて、JICAは毎年1兆円程度（注）の貢献を目指して、協力を進めます。また、当機構は、気候変動によりJICA協力事業及びSDGsを中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識のもと、今後実施する気候変動に関するシナリオ分析を踏まえて、組織の具体的な指標や目標を検討します。それらを活用して温室効果ガス排出量や気候関連のリスク及び機会を評価・管理していきます。その際には、自らの排出のみならず、事業活動に係る排出を合計した排出量を考慮していきます。

（注1）2021年10月現在での気候変動対策案件の基準に基づくものであり、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）における基準見直し等によっては今後変更される可能性があります。

⑥ 実績

当機構は、パリ協定のみならず、SDGsや仙台防災枠組の達成のため、気候変動に関する国際潮流を汲みつつ、開発途上国のパートナーとして各国の気候変動対策に協力しています。当機構の気候変動対策の取り組みは、緩和策と適応策の2つに分けられます。温室効果ガス

の排出抑制と吸収増進に資するものが緩和策、気候変動による負の影響に備えるものが適応策です。JICA は、脱炭素社会への移行に向けて、技術協力や資金協力等を用いて、緩和策に資する事業を行っています。また、気候変動に強靱な社会の構築に向けて、緩和策や適応策に資する事業を実施しています。

2020年における気候変動対策分野の協力実績（金額ベース）

	金額（百万円）	割合
気候変動対策分野における JICA の協力総額	930,745	100%
緩和策（低炭素・脱炭素社会に向けた協力等）	515,364	55.4%
適応策（気候変動に強靱な社会づくりへの協力等）	389,999	41.9%
緩和策・適応策横断型（緩和・適応を両方含む包括的な協力）	25,382	2.7%

（注1） 協力実績は、技術協力は対象年における支出額を示し、有償資金協力、無償資金協力は承諾額を示す。

（注2） 2020 年に承諾された協力事業の案件開始前に推計された温室効果ガス排出削減量は 16 百万 t - CO₂（二酸化炭素トン）/年（但し、同削減量のうち、インド貨物専用鉄道建設事業（円借款）が 14.6 百万 t - CO₂/年を占める）

気候変動に対する具体的な取組み・事業例は、当機構のサステナビリティ・レポートもご参照ください。

「JICA サステナビリティ・レポート」（2021 年 10 月公表）

https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000namb1-att/sustainability_report.pdf

（4）ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2021年9月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このようにさまざまなリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めておりますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の動向によっては、主に信用リスクの顕在化により当機構の業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、それぞれの国の状況に応じて各国間の違いは大きいものの、徐々に経済活動が回復していくと想定しております。当該想定は、国際通貨基金（IMF）等の国際機関等が公表する見通しとも整合しております。この想定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、当半期末における貸倒引当金及び偶発損失引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響等により、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて変化する事象等が生じる場合には、債務者区分の変更等を通じて当下半年以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年3月に世界銀行及び国際通貨基金（IMF）が一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的として、一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表し、2020年4月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブ（主要国債権国会合）において債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）が合意されました。2020年10月～11月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及び同特別会合において、DSSIに基づく債務支払猶予期間の2021年6月末までの6か月間の延長、及びDSSI後の債務措置に係る共通枠組を合意、さらに2021年4月

の 20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議において、DSSI に基づく債務支払猶予期間を 2021 年 12 月まで再延長が合意されました。これら同イニシアティブに基づく債務支払猶予は、当機構の利息収入等に影響を与えています。また、DSSI 後の債務措置に係る共通枠組の動向によっては、今後も影響を与える可能性があります。

(i) 信用格付

JICA は独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICA では査定のための内部規程などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブ等国际的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生しうる為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、JICA の信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融资資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

(2) その他のリスク

有償資金協力業務では、日本政府の政策に沿って、開発途上地域の経済成長や貧困削減に向け、円借款や海外投融資を通じた協力を行っており、その政策の実現に向けた貢献に伴う、利息収支の低下や附帯する業務の増加が、財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICA においてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、役員等から委員が構成される「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」をそれぞれ実施しています。「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、「リスク管理委員会」では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策の推進及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015 年 4 月 1 日より施行されています。また、同法及び同法の施行に併せて整備された政令・省令に基づき、同年 4 月 1 日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

(ii) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

2009 年 11 月、2010 年 4 月から 5 月、2010 年 11 月に、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、2010 年 12 月 7 日には、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されました。当機構では、本基本方針に沿って事務・事業の見直しを行っており、殆どが措置済となっています。取組状況は、当機構のホームページで公表しています。

https://www.jica.go.jp/information/info/2017/20171204_01.html

(iii) 行政事業レビューについて

2018 年度には、運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)が秋の行政事業レビューの対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継

統的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引続き効率的・効果的な事業実施に取り組んでいます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表されています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

<http://www.gyokaku.go.jp/review/aki/H30/2nd/index.html>

(iv) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月24日閣議決定)において、当機構が講ずべき措置としては以下4項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取組状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html

(4) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第4条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継した時は、当該承継の時ににおいて発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券の残高は以下のとおりです。(2021年9月30日時点)

なお、2011年4月28日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	20,000,000,000 円
-------	------------------

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 2021 年事業年度上半期財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

2021年度上半期の当期総利益は、462億円（前年同期比179億円増）となりました。2021年度上半期末の資産合計は13兆9,411億円（前年度末比3,373億円増）、負債合計は3兆8,446億円（同2,717億円増）、純資産合計は10兆965億円（同656億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

	2020 年度上半期	2021 年度上半期	2020 年度
貸付金利息	625	601	1,229
受取配当金	1	39	43
貸倒引当金戻入・ 偶発損失引当金戻入	2	73	-
貸付手数料	13	15	31
その他	7	23	38
経常収益合計	648	751	1,341
借入金利息	58	62	125
債券利息	43	42	84
貸倒引当金繰入・ 偶発損失引当金繰入	24	-	352
業務委託費	62	42	176
人件費・物件費	71	75	157
その他	106	68	117
経常費用合計	364	289	1,011
臨時損益	△0	△0	△0
当期総利益	283	462	330

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

(3) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	2021 年 3 月末	2021 年 9 月末
貸付金	133,417	135,454
貸倒引当金	△1,764	△1,697
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	871	871
貸倒引当金	△871	△871
投資有価証券・関係会社株 式・金銭の信託	1,437	1,534
その他資産	742	691
資産合計	136,038	139,411
財政融資資金借入金	26,228	27,887
債券	9,077	10,133
その他負債	424	426
負債合計	35,729	38,446

政府出資金	82, 022	82, 184
準備金	17, 995	18, 325
当期末処分利益	330	462
評価・換算差額等	△38	△6
純資産合計	100, 309	100, 965

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

【参考】貸出金等の状況

独立行政法人国際協力機構は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります（注1）。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先（要管理先）となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

（注1）国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）等の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2021年9月末時点で、パリクラブにおいて合意済かつ債務繰延べ契約締結済の対象元本残高は594,685百万円となっています。この金額には、2020年4月に20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明で発表された債務支払猶予イニシアティブ（および2020年10月に合意した延長・2021年4月に合意した再延長措置）に基づくパリクラブでの支払猶予が合意された後、同合意に基づいて当機構と債務国が支払猶予契約を締結した債権が含まれています。

① リスク管理債権（注2）

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権（注3）

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

（ii）延滞債権（注 3）

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

（iii）3 カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

（iv）貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3 カ月以上延滞債権」に該当しないものです。

（単位：百万円）

	2021 年 3 月期	2021 年 9 月期
破綻先債権	—	—
延滞債権	87,063	87,063
3 ヶ月以上延滞債権	242	221
貸出条件緩和債権	468,520	612,295
合計（1）	555,826	699,579
貸付金残高合計（2）	13,428,773	13,632,476
（1）／（2）	4.14%	5.13%

（注 2） 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた延滞債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、貸出条件緩和債権額 612,295 百万円のうち 453,866 百万円、となっています。なお、その他の繰延べ対象元本残高 118,513 百万円はリスク管理債権以外の債権に含まれます。

（注 3） 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロの枠組みの中で、外国の公的債務者に対する債権に関し、（1）期末以前 3 年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、（2）期末以前 3 年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、（3）期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示することが定められています。一方、当機構の開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の分類では「延滞債権」に含めています。

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況（注 4）

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融再生法による開示基準（金融再生法施行規則第 4 条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

（ii）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

（iii）要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 カ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。

（iv）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		2021 年 3 月期	2021 年 9 月期
貸出金等※ (総与信に占める 比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063 (0.65)	87,063 (0.64)
	要管理債権	468,763 (3.48)	612,516 (4.48)
	小計	555,826 (4.13)	699,579 (5.12)
	正常債権	12,906,527 (95.87)	12,963,043 (94.88)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063	87,063
	要管理債権	48,332	59,589
	小計	135,395	146,652
	要管理債権以外の債権に 対する一般貸倒引当金	128,001	110,054
	特定海外債権 引当金	19	17
	合計	263,425	256,724
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063 (100.00)	87,063 (100.00)
	要管理債権	48,332 (10.31)	59,589 (9.73)
	小計	135,395 (24.36)	146,652 (20.96)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注 4) 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、要管理債権額 612,516 百万円のうち 453,866 百万円、正常債権額 12,963,043 百万円のうち 118,513 百万円、となっています。

4-2. 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模など）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

当機構の2020年度政策コスト分析結果（2021年7月財務省公表）は以下の通りです。

政策コスト	分析期間
△1,301 億円	47 年間

「政策コスト分析（令和3年度）」（財務省）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa030728/12.pdf

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2020年度は合計で1,170百万円の設備等支出を行いました。また、2020年度中に処分した設備等の2020年度末帳簿価額合計は105百万円となっております（有償資金協力勘定のみ）。

2. 主要な設備の状況（2020年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
事務所・舎宅等	東京都他	8,353.59 m ²	6,612	2,078	471	0	9,161

（注）有償資金協力勘定のみ。

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出・除却計画については中期計画等に基づき検討していきます。

第 4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度末比増減	年度末資本金残高	摘要
2008 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
2009 年度末	127,300	7,601,489	
2010 年度末	104,400	7,705,889	
2011 年度末	38,553	7,744,442	
2012 年度末	37,635	7,782,077	
2013 年度末	50,022	7,832,098	
2014 年度末	45,017	7,877,115	
2015 年度末	48,260	7,925,375	
2016 年度末	129,305	8,054,680	
2017 年度末	45,180	8,099,860	
2018 年度末	46,010	8,145,870	
2019 年度末	67,310	8,213,180	
2020 年度末	51,440	8,264,620	

(注) 当機構は、2003 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508 百万円を受入れております。

2. 役員の状況（2021年12月1日現在）

【役員の定数】 JICA法第7条の規定により、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内、監事3人。

【役員の任期】 通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。

JICA法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	北岡 伸一	2015年10月1日 (再任)	1985年 立教大学法学部教授 1997年 東京大学法学部教授 2004年 特命全権大使（日本政府国連代表部次席代表） 2012年 政策研究大学院大学教授 2012年 国際大学学長 2015年 国際協力機構理事長
副理事長	山田 順一	2020年5月23日	1982年 海外経済協力基金採用 2008年 国際協力機構中東・欧州部長 2012年 国際協力機構企画部長 2013年 国際協力機構上級審議役 2017年 国際協力機構理事 2020年 国際協力機構副理事長
理事	植嶋 卓巳	2018年12月1日 (再任)	1982年 国際協力事業団採用 2008年 国際協力機構企画部次長 2010年 国際協力機構調達部長 2013年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2015年 国際協力機構理事長室長 2018年 国際協力機構理事
理事	横山 正	2019年10月1日 (再任)	1988年 大蔵省入省 2013年 財務省国際局地域協力課長 2014年 財務省国際局開発機関課長 2015年 アフリカ開発銀行アジア代表東京事務所長 2019年 財務省大臣官房企画調整主幹 2019年 国際協力機構理事
理事	中澤 慶一郎	2020年5月23日 (再任)	1987年 海外経済協力基金採用 2014年 国際協力機構東南アジア・大洋州部審議役 2015年 国際協力機構ミャンマー事務所長 2017年 国際協力機構南アジア部長 2018年 国際協力機構企画部長 2020年 国際協力機構理事
理事	柴田 裕憲	2020年7月1日 (再任)	1987年 外務省入省 2011年 外務省国際情報統括官組織第一国際情報官 2013年 在フィリピン日本国大使館公使 2015年 在ドイツ日本国大使館公使 2018年 経済産業省 大臣官房審議官（通商戦略担当） 2020年 国際協力機構理事
理事	中村 俊之	2020年10月1日	1989年 国際協力事業団採用 2014年 国際協力機構総務部審議役 2016年 国際協力機構企画部審議役兼総務部審議役 2017年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2020年 国際協力機構ガバナンス・平和構築部長 2020年 国際協力機構理事

理事	山中 晋一	2020年10月1日	1984年 海外経済協力基金採用 2012年 国際協力機構人事部審議役 2014年 国際協力機構中東・欧州部長 2016年 国際協力機構企画部長 2018年 国際協力機構インドネシア事務所長 2020年 国際協力機構理事
理事	小野寺 誠一	2021年7月1日 (再任)	1988年 建設省入省 2014年 国土交通省道路局企画課国際室長 2015年 国土交通省中部地方整備局道路部長 2017年 国際協力機構インフラ技術業務部長 2019年 国土交通省大臣官房参事官 (グローバル戦略) 2021年 国際協力機構理事
理事	井本 佐智子	2021年10月1日	1993年 国際協力事業団採用 2010年 南アジア部南アジア第三課長 2014年 インド事務所次長 2018年 国際協力機構企画部国際援助協調企画室長 2020年 国際協力機構広報室長
監事	町井 弘実	2014年1月1日	1975年 株式会社日本長期信用銀行入行 2000年 株式会社日本長期信用銀行監査役室長 2007年 ING Direct Services株式会社監査部長 2010年 日本年金機構監査部長 2013年 SGアセットマックス株式会社コンプライアンス・オフィサー 2014年 国際協力機構監事
監事	早道 信宏	2017年7月1日	1979年 日本専売公社入社 1999年 J T インターナショナル取締役兼副 C F O 2005年 日本たばこ産業 (株) 監査部長 2010年 J T 財務サービス (株) 代表取締役常務 2017年 パナソニックヘルスケアホールディング (株) 内部監査室主幹 2017年 国際協力機構監事
監事	戸川 正人	2019年2月1日	1984年 国際協力事業団採用 2010年 国際協力機構ラオス事務所長 2013年 国際協力機構国際協力人材部審議役 2013年 国際協力機構国際協力人材部長 2016年 国際協力機構人事部長 2019年 国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について」をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績の評価は、2015 年 4 月 1 日に施行された改正通則法（第 32 条）により、主務大臣が行うこととなっております。主務大臣による評価に先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照）期間中の業務実績を毎年、自己評価を含む業務実績等報告書としてとりまとめ、主務大臣に提出、公表しています。また、主務大臣の評価結果は公表されることとなっています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。なお、監事監査報告はホームページ上で公表しています。

（監事監査報告書）<https://www.jica.go.jp/disc/audit/index.html>

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組を通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が 2020 年度において役員に支払った報酬額は総額で 239,886 千円です。

(4) リスク管理について

金融業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定め、その目的に資するため有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書「第2 事業の状況、3. 事業等のリスク」をご参照ください。

第 5 経理の状況

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第 28 条第 1 項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第 2 項に基づき、附属明細書をまた独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類を含めて掲載しています。

- (注1) 当機構は該当する特定関連会社を有していないことから、連結財務諸表は作成しておりません。
- (注2) 独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類は、事業年度ごとに作成しております。